

文字をとりもどす (1)

「あけぼの」 杭ノ瀬識字学級

部活差別によって奪われた文字を取りもどすという取り組みとして1972年5月、杭ノ瀬識字学級をかわきりに各支部で識字学級がひらかれ、現在では17支部の識字学級で奪われた文字を取り戻す運動が展開されています。

杭ノ瀬識字学級では、これまで3冊の「あけぼの」という文集が発行されました。自分の名前すら書けなかった非識字者が文字を習

い、さまざまな思いを文字で表現したものです。文字を「おまえ」と擬人化する人、子どものもち帰るプリントが読めるようになった人、はじめての詩などが記されています。

今回は、「あけぼの」の内容を紹介します。



多くの思いがこめられた「あけぼの」



大阪集会のようす

個人宅郵便受けにマジックで「非人」

個人への攻撃に賤称語を

昨年10月29日、紀の川市内の個人宅の郵便受けに「非人」と書かれた差別落書きが発見された。この落書きは、前日の午後にはなかったことから、28日の夜から29日の早朝にかけて書かれたものと考えられる。

また、差別記載の内容は、郵便受けの前面にマジックペンで「非人」と書かれていた。これを受けて紀の川



ポストに書かれた差別落書き

市行政は、近年発生している「電子空間」を悪用した差別事件から今回のような差別落書きなど、差別を扇

事件の概要

- ・日時 2013年10月29日 午前6時すぎ
- ・場所 紀の川市
- ・経緯 当日の朝、犬の散歩から帰ったとき、郵便受けに「非人」と書かれた差別落書きを発見する。前日には落書きがなかったことから、28日夜から29日午前6時までに書かれたものと推測される。
- ・内容 賤称語を悪用して地区住民の人権を侵害した差別落書き。また、特定の個人や家族を誹謗中傷する行為である。
- ・概要 郵便受け前面にマジックで縦約12cm×横16cmの大きさの文字で「非人」と書かれる。

動するものと位置づけ、とりくみをすすめていく方針をたてた。

世界人権宣言 大阪集会ひろく

世界人権宣言65周年記念大阪集会が12月15日、大阪府立労働センター（エルおおさか）でひらかれ、約800人が参加した。

主催者を代表して上杉孝實・代表幹事は「憲法改正の動きがあるが、東アジア諸国との関係にも考慮しつつ、原爆投下をうけた国として慎重に議論しなければならぬ」とあいさつした。つづいて、作家の大江健三郎さんが「これからの日本と世界の平和と人権を考える―広島・長崎・沖縄・東日本大震災をふまえて―」と題した講演をおこなった。「東日本大震災後、復興をすすめるながら脱原発をめざしている。しかし、政府はその動きをおさえようとしている。秘密保護法を衆議院特別委員会を通したことは、私たちが侮辱していることにはかならない。この法により、人びとは本当のことを話さなくなるだろう。法により人びとが追いつめられていることを、文学で表現しているかなければならない。次の世代が生きていく社会をつぶさないことが、今生きる私たちのモラルだ」とユーモアを交えながら熱く語った。

具体的にとりくみとしては、市内の公共施設等における差別落書きの点検活動や各地域の定期的な巡回の実施、啓発パンフレットや研修などによる市民への啓発活動を継続していくとした。

連載 (4)

「憲法」を考えよう!

シリーズ4回目。ライフスタイルや最近の人権状況の視点で改正案の問題点を考えたい。

個人の多様性を規制し、画一的な国民をつくる

「改憲案」の特徴は「モラル」や「常識」の領域で具体的に規定している点にある。当然、こうしたことは「憲法の条文」で規定すべきではない。

たとえば「改憲案」には現行憲法にない「家族」の規定がある。「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は、お互いに助け合わなくてはならない。子が親を大切にすることや家族が助け合うことは当然のことである。しかし、これはモラル（道徳や倫理）の問題であり、憲法で規定する必要はない。

最近の裁判の例をみると、婚姻によらない子どもとの相続権の問題や性同一性障害の夫婦の子どもの問題で、子どもの人権を守る判決が出されている。さらに「夫婦別姓」や国際潮流になっている性的マイノリティの婚姻など、すべてが「ダメ」ということになる。

さらに、結婚した女性が子を「生む、生まない」ということは当事者の自由（権利）であるが、これは「義務」ということになる。また、大阪市長が生活保護家庭にたいし「月額5万円くらいは、親族が負担すべき」と言ったが、これは「そのとおり」ということになってしまふ。

「家庭のあり方」「結婚のカタチ」は、モラルの問題があるにしろ、それは個人（当事者）の「自由の領域」であり、現実には多様化がすすんでいる。

では、なぜ規定するのかわかると、先にも述べたが「個人の権利を規制する」という「改憲案」の「狙い」があるからで、そのあらわれが「改憲案」全体に一貫している「個人」から「人」へ変更である。

もう一つ重要な点は、婚姻が「当事者間の合意」ということにある。これは、「旧帝国憲法」下においての婚姻は、家と家との繋がりと「家制度」や「女性差別」が反映されたもので、これを反省しての現憲法の規定である。この条文は残されており、「家族」の規定には大きな矛盾がある。

画一的な価値観で国民を縛ることによって、そこに「排除」と「隷属」しか生まれない。かつて、国家によって結婚や妊娠・出産まで管理されるSF映画を観たことがあるが、恐怖を感じた。

「強制」される「日本」ではなく、人権が保障され、さまざまな価値観やライフスタイルが尊重される「しなやかな日本」を創造すること、そのために多くの人が国が努力を絶やさぬことがなによりも重要である。そして、そこに強制される「愛国心」ではなく、真の「国を愛する心」が生まれ育つと思ふ。

※次号へつづく